平成２１年（フ）第５２０号
岐阜県関市下有知3334番地５
債務者　河野　正元
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍬口　　崇
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３８号
岐阜市加納梅田町23番地　レオパレスホワイトヒルズ103号室
債務者　玉腰　康宏
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　博司
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
新潟市北区嘉山４丁目13番29号　コーポパークサイド101号
債務者　池田　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　破産債権の届出期間　平成21年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３３１号
広島市安佐北区落合南１丁目16番４号
債務者　民谷　正枝
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４２号
広島市中区舟入南４丁目19番５号
債務者　畑板　繁樹
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑田　博正
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４３号
広島市中区舟入南４丁目19番５号
債務者　畑板　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑田　博正
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４３号
広島市安佐北区落合南１丁目８番９号
債務者　竹内　惠美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４９８号
広島市西区新庄町24番13号
債務者　井長　武彦
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２８号
広島市安芸区矢野南１丁目20番16号
債務者　谷本　幸生
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　泰直
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３２号
広島市中区鶴見町６番１号新鶴見ビル４Ｆ
債務者　戸田　　進
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成21年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５４４号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代南棟1204号
債務者　中間　鋼一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成21年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部